

令和4年第1回大田区選挙管理委員会 臨時委員会 議事要旨

日時 令和4年6月21日（火）午前10時00分

場所 区役所本庁舎903会議室

議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第28条の規定に基づき、選挙人名簿から2,458名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について
公職選挙法第22条の規定に基づき、永久選挙人名簿に3,346名を登録した。
- 3 地方自治法第74条第5項等の規定による数の告示について
地方自治法第74条第5項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 4 在外選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第30条の11の規定に基づき、在外選挙人名簿から1名を抹消した。
- 5 在外選挙人名簿の登録について
公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人名簿に7名を登録した。
- 6 参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
公職選挙法第144条の2第1項の規定に基づき、令和4年7月10日執行の参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 参議院議員選挙における期日前投票所について
公職選挙法第48条の2第6項により準用される第39条等の規定に基づき、参議院議員選挙における期日前投票所を定めた。
- 8 参議院議員選挙における指定在外期日前投票所について
公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第

48 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、参議院議員選挙における指定在外期日前投票所を定めた。

9 参議院議員選挙における投票所について

公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、参議院議員選挙における投票日当日投票所を定めた。

10 参議院議員選挙における投票管理者等の選任について

期日前投票については、公職選挙法第 48 条の 2 で適用される同法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、当日投票については、公職選挙法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、投票管理者等を選任した。

11 参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法施行令第 25 条等及び同令第 49 条の 7 により適用される同令第 25 条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。

12 参議院議員選挙における外部立会人候補者の選定について

公職選挙法第 49 条第 10 項の規定により、外部立会人候補者を選定した。

13 参議院議員選挙における開票の場所及び日時について

公職選挙法第 64 条の規定に基づき、参議院議員選挙における開票の場所及び日時を定めた。

14 参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令第 67 条第 1 項の規定に基づき、参議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。

15 参議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時について

公職選挙法第 62 条第 6 項の規定に基づき、参議院議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時を定めた。

報告事項

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの改定案勧告について

衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの改定案勧告について確認した。

2 今後の日程について

今後の日程について確認した。